

入札監理小委員会
第269回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第269回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年7月24日（水）17:10～19:35

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 国民年金保険料の収納事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置について
（日本年金機構）

2. 実施要項（案）の審議

○労災ケアサポート事業（厚生労働省）

○労災特別介護援護事業（厚生労働省）

<出席者>

（委員）

尾花主査、樫谷副主査、浅羽専門委員、川澤専門委員、石堂委員

（日本年金機構）

国民年金部 町田部長、国民年金部 収納企画指導グループ 草刈グループ長、
山口参事役

（厚生労働省）

労働基準局 労災補償部 労災保険業務課 藤永課長、千葉課長補佐、笹川職認官、
小林係長、青天目主任、久保田係員

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第269回入札監理小委員会を開催します。

本日は、日本年金機構の「国民年金保険料の収納事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置について」、厚生労働省の「労災ケアサポート事業」の実施要項（案）、厚生労働省の「労災特別介護援護事業」の実施要項（案）について審議いたします。

最初に、日本年金機構の「国民年金保険料の収納事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置について」の審議を始めたいと思います。

本日は、日本年金機構国民年金部町田部長に御出席いただいておりますので、措置の内容等について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○町田部長 日本年金機構国民年金部長の町田です。よろしくお願ひいたします。

では、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

「国民年金保険料の収納事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置」。具体的には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第27条の規定に基づきまして、受託事業者に対して業務改善を行ったことの御報告でございます。

資料にございますとおり、指示をした事業者ですが、本店を東京都渋谷区代々木に置いております株式会社アイヴィジットでございます。

具体的にどういう事象があったかと申しますと、1枚おめくりいただきまして裏面をご覧いただきたいと思います。この3.に「指示した理由」が書いてございますけれども、国民年金保険料収納事業について、法第20条第1項の規定に基づいて受託した株式会社アイヴィジットが雇用する中部③地区の戸別訪問員の一人が、被保険者の意思を確認することなく、不適切な業務処理を平成25年3月2日から3月14日の間において行っていたことが判明した次第でございます。

その不適切な業務の内容ですが、1つ目が、被保険者14名の国民年金保険料免除・納付猶予申請書を自ら作成したことでございます。これは本来お客様に作成していただくものでございますが、この戸別訪問員1名が、14名の方の申請書を自ら作成してしまったものでございます。

それから、2つ目として、その作成した申請書について、日本年金機構宛てに、郵便差出箱に投函をした。みずから作成して、それを機構宛ての郵便物ということでポストに投函したということでございます。

3点目として、その2つ以外に、戸別訪問において被保険者宅を訪問していないにもかかわらず、被保険者宅を訪問した、あるいは被保険者と接触をしたということを内容とする活動報告を200件行っていたところでございます。

この行為者がなぜこういう行為に及んだかということですが、文章にはしたためてございませぬけれども、この行為者は2か月間の雇用期間で雇われている方でございまして、平成25年2月から雇われたのでございますけれども、2月の活動結果を訪問リーダーに報告する機会がございまして、その面接をしている中で、訪問リーダーから「成績が芳しくない。このままでいきますと継続的な雇用は難しいのではないか」というような

ことを言われまして、本人としてはそのことを思い悩んで、このような行為を行ったということでございます。

なお、私ども、この当該事業者に対して調査をいたしました。この行為者以外の方で、同様な事例はございませんでした。また、この事業者が、組織的にこういうことをしなさいとかという指示をしたというような形跡も一切ございませんでした。あくまでもこの1名限りの行為と判断をしております。

そういう事実がございましたので、その1名限りといいますが、これは年金に対するお客様の信頼を失う行為でありますとともに、委託者として、コンプライアンスの観点から看過することはできないというようなことで、本事業の適正かつ確実な実施に支障を生じさせるということを私どもで判断をしたところでございます。

このような判断のもとに、先ほど最初に申し上げました第27条第1項の規定に基づく改善措置ということで、また、1枚目にお戻りいただきまして、3点ほど指示をさせていただいております。

1つは、戸別訪問員が法令を遵守し、適切な業務を遂行するために、管理者による訪問事跡内容の確認、サービスの質の確認、戸別訪問員との情報共有等、戸別訪問員の管理の方法を改善すること。

要するに、今回、戸別訪問員に関してこういう事故が起きましたので、やはりそこをしっかりと管理するよというのが1点目でございます。

それから、国民年金保険料収納業務に従事する全ての職員（管理者、電話オペレーター、戸別訪問員等この業務に携わる全員）に対するコンプライアンスの研修について、内容や頻度を見直した上で定期的に実施し、業務従事者全員の法令遵守に対する意識を高めるという指示でございます。

それから、3点目でございます。本件にかかわる業務部門以外（事業執行部門以外）のコンプライアンスに関する専門部門による業務監査を定期的を実施し、その結果を踏まえ業務の改善や事故防止を検討するということを指示しております。

このいずれの3点についても、速やかに改善等を検討し、改善計画書を平成25年7月30日までに日本年金機構に提出するように指示しております。また、改善計画に基づく実施状況については、その報告書をもらうだけではなく、書面によりまして、毎月20日までに報告することを指示をしまして、継続的に改善状況を把握していきたい。また、必要があれば、必要な指示をしていきたいと考えております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、報告とさせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○樫谷副主査 それでは、確認という意味で。指示した理由の中の①②があるのですが、念のための確認ですが、みずから作成したとか、投函したことになっているのですが、これはもちろん申請書は被保険者の方がされることになるわけですが、これは被保険者の方

が例えば目が不自由だとか、手が不自由だからやってくれと言って頼んだということではないのですね。そういう事実ではないということですね。

○町田部長 そういう事実はありません。

○樫谷副主査 ①②③が判明したのは、どういうチェックで判明したのでしょうか。

○町田部長 一般的には、まず被保険者の方がこういう申請をされますと、行政処分でございますので、「行政処分通知」がお客様宛てに行きます。本人が書いてなければ、そういう「処分通知」が来ますので、改めて「私はこういうのを書いたことがないんだけど、どうなんでしょうか」という照会があります。

本件については、たまたま書かれた内容に間違いがございまして、年金事務所でチェックをしているときに、整合性がとれてないことをお客様に御照会をさせていただきました。その結果、お客様から「私はそういう書類を書いたことがないのですが」ということで、そこが今回の事象の発覚のスタートというところになります。

以上でございます。

○石堂委員 先ほど、この事件を起こした方が、2か月間の雇用期間だったということでしたけれども、途中で訪問リーダーへ報告をしたときに、いわば、活動状況が悪いですよと言われて、それで多分焦ってこういうことをやったということなのでしょうけれども、そうすると、一人の人間を雇ってこういう仕事をさせる上で、大体どのくらいの活動が必要ですよということは、雇用したときに、当然その本人には伝えてある。本人は自分の活動状況が恐らくその基準に達してないだろうということは十分わかるような状況であったのかということをお聞きしたいのです。

○町田部長 個別具体的に事業者ごとに把握はしておりませんが、一般論で申し上げますが、当然、雇用契約がございまして、雇われる際に、こういう仕事になりまして、こういうことをやっていただかなければいけませんということをお話していると思いますので、この方についても当然そういうお話はされていると理解しております。

○石堂委員 要するに、訪問リーダーが「あなたのこの活動状況では、次の雇用の更新はないですよ」ということをお話ししたときき伺ったと思うのですが、そうすると、このくらいの量をこなすものなんですよということをあらかじめ本人には伝わっていたと考えられますね。そうすると、御本人自身が、自分の今の活動状況では、訪問リーダーの指摘を待つまでもなく、だめなんだということをわかっているような状況だったのですか。それとも、訪問リーダーからそれを指摘されて「えっ」ということだったのか。そこはどうなのですか。

○町田部長 先ほど申し上げましたけれども、この方は2月に雇用された方でございますので、初めての訪問リーダーとの面談だったと理解をしております。そういう状況の中におきまして、この行為者の頭の中にある程度数字というものがあつたとは思っておりますが、具体的に訪問リーダーから、他の戸別訪問員の方の進捗状況、そういうようなものを会話していく中で、具体的に「数字が少ないのではないのでしょうか」というのを言われ

て、本人は少し焦ったのではないかと思っております。

○石堂委員 例えば、回数的に月にどのぐらいの訪問をするのが普通ですよ、一定の基準ですよというようなことが示されていたのか、いなかったのかという感じがするのですね。仕事も、訪問だけではないのかもしれませんが、それに対して、聞いていくと、訪問リーダーから指摘されて「え、そうなんですか。それはまずいな。次の最後の一月で回復しなければ」という方向に行ったような感じがするのですが、それは、雇用したときに、「あなたの仕事量はこういうことですよ」ということの伝達がきちんとなされていなかったような面があるのではないですかと。別に肩を持つわけではないのですが、そんなふうになっちゃうのですけれども、どうなのですか。

○町田部長 そのこのところは、申し訳ございません、具体的に事業者と私どもが面談をしたときに、ほかの戸別訪問員に対してもそうですが、そういうことで面談をしているのかというところまで具体的に確認はとれていません。

○石堂委員 たくさん雇っているのかちょっとわかりませんが、ほかの雇用した方にそういう事象が見られないことからいけば、雇用する方一人一人に恐らく同じ情報を与えてやっていく中で、この人だけがなぜか一月ぐらいたってみたら、こんな活動状況ではまずいですよという指摘を受けたとすれば、この人に対する情報伝達が、ほかの人に対して不足していたかというふうに考える必要はないということかなと思います。

それから、指示事項の中で2点ほどお伺いしたいのです。(1)の最後のところで、「戸別訪問員の管理の方法を改善すること」と書いてあるのですけれども、現状での管理の方法は一体どうであって、それではいけないよということを行っていると思うのです。現状での管理の方法はどういうふうに把握しているのかというのが1点です。

それから、もう一つは(3)で、「本件にかかわる業務部門以外のコンプライアンスに関する専門部門による業務監査を定期的実施し」と書いてあるのですけれども、このアイヴィジットという会社には、コンプライアンスに関する専門部門はそもそもあるのですか。

この2点について。

○町田部長 お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、(1)の現状につきましては、先ほど申し上げましたとおり、戸別訪問員と訪問リーダーが月1回面談をしております。面談をしておりますが、今回調査をしてわかったのですけれども、余り具体的にいろいろな話をされていないと。極端に言うと、先ほど、情報が足りなかったのではないかという御意見もいただきましたけれども、比較的通り一遍的な、例えばこういう戸別訪問員の方ですから、いろいろなお客様とお会いしなければいけない。そうすると、それぞれ悩みもたくさん抱えていると思います。そういうところがお互いに訪問リーダーとの信頼関係を築く上で伝わってなかったのではないかというふうに私どもは判断をいたしまして、そのこのところをしっかりと会話をとるようというお話をさせていただくとともに、あわせて品質管理という観

点から、今までは口頭でやっていたのですけれども、この部分についてチェックリスト的なものを一応書いてもらいまして、その訪問リーダーがチェックリストをもとに面談をしていくと。例えば、先ほどお話がありましたけれども、「代筆をしたことがありますか」とか、「代筆をするのに、目の不自由な方とか、手をけがされている方で書けない方の場合ですか」とか、具体的に聞きながら、この訪問員の状況を引き出していこうというようなことで、このアイヴィジット社については、そういうことを対応するようというところで話をさせていただいております。

それから、(3)でございますけれども、コンプライアンスに関する専門部門は、アイヴィジット社はお持ちでございます。我々としては、事業をしている部分ですと、どうしてもその事業のほうに目が行ってしまいますので、客観的に見ていただく部門からきっちり判断をしていただくのがいいのではないかとということで、今回こういう指示をさせていただいたところでございます。

○石堂委員 ちょっとしつこいみたいですがけれども、どのくらい大きい会社かわかりませんが、例えば監査部とか、監査室とか、何かそういうものがあるということなのでしょうけれども、定期的に業務監査をする陣容が整っているか。組織としてはあっても、担当者は1人ですというような話であれば、なかなかいかないということもあると思うのですね。ここにこう書いた以上は、そういうことが実施できる専門部門がある意味ではちゃんと設けてやってくださいよという、現状はどうなのかということと、そのところはどうかですか。

○町田部長 現状につきましては、こちらのグループ会社で親会社がございますので、その親会社の監査部長がこの会社の監査役をしておりますので、そちらのほうと連携をとりながら対応をしていくと聞いております。

○石堂委員 はい。

○尾花主査 不適切な履行状況だということですが、不適切かどうか、さらに、もっと重い処罰にすべきかどうかというのは、恐らく違反の重大性ともしくは量的な重大性と2つの観点からだと思うのですが、この点については、全体の業務における今回の違反の数的な割合はどのぐらいと理解すればよいですか。

○町田部長 私どもで、今データとして持つておるのは、指示をした事業者が受託している中部③地区というところで、平成24年度は、この免除申請がどのくらい出てきたのか。いわゆる審査をして認めていたのかという件数は、約29万件ございます。ですから、当然却下されるものもありますので、申請件数とすればもっとございますが、小さな母数として29万件ございますので、29万件のうちの14件ということで、量的には非常に少ない。ただ、事案といたしましては、やはりお客様の信頼を損なう行為であるということで、改善措置が必要ではないかという判断をしております。

○尾花主査 ありがとうございます。

○樫谷副主査 確認ですが、これは改善計画を出して、それを機構が見て、そして、また、

実施状況も確認してということですね。これみたいなことが継続した場合には、どういう処理になるのでしょうか。起こらないことを望みます。

○町田部長 リスクの管理という観点から申し上げれば、万が一、この事業者によって同様な事例が起こったとすれば、先ほど申し上げました改善指示が至らないわけで、そういう状況は、当然、先ほど話がありましたように、発生の重さ・大きさ、そういうものをきっちり客観的に判断しながら、公共サービスの改革に関する法律に照らし合わせ、必要な処分を行っていきたいと考えております。

○樫谷副主査 委託契約解除を行うこともあり得るということの通知をしていただくということですね。

○町田部長 はい。

○樫谷副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、日本年金機構におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(日本年金機構退室、厚生労働省入室)

○尾花主査 続いて、「労災ケアサポート事業」の実施要項(案)の審議を始めたいと思います。

最初に、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課藤永課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○藤永課長 今御紹介いただきました厚生労働省労災保険業務課長の藤永でございます。どうかよろしくお申し上げます。

本日は、「労災ケアサポート事業」並びに「労災特別介護援護事業」の民間競争入札実施要項(案)について御説明をさせていただきます。

本日、委員の皆様方の理解の御参考になるように、別途、資料をお手元にお配りしておりますので、これを眺めながら聞いていただければ幸いです。

事業は一つずつ御審議いただくと聞いておりますけれども、背景事情等については共通部分が大変多いので、まずは概括的に、私どもの労災年金の関係、周辺を取り巻く状況等について、共通のものとして御説明をさせていただければと思います。

それでは、早速ですけれども、1ページをごらんいただきたいのですが、現在、労災年金を受給している方は全国で約22万人おられます。このうち約26,000人の方が障害または傷病等級の第1級から第3級の重度被災労働者と言われる方々です。これら重度被災労働者の方々は、介護保険法に基づく要介護・要支援認定を受けて介護保険の給付を受けている高齢者とか、障害者総合支援法に基づいて障害支援区分の認定を受けて給付を受けてい

る多くの障害児・障害者の方々とは異なりまして、工作中あるいは通勤途上で突然の災害によりけが等をされ、その結果、治療は十分行ったものの完治せずに障害が残ったという方々です。そこに特徴が一つあるかと思えます。具体的に傷病名で申しますと、じん肺とか、せき髄損傷、それから、頭部外傷による障害を有する方が大変多くなっております。さらに、例えばじん肺の方は、呼吸困難とか肺炎等の合併症、せき髄損傷の方は、褥瘡とか、尿路障害等の疾病を発症しやすいという、そういう特徴がございます。

これは私ども仄聞するところですが、介護保険の給付を受けておられる多くの高齢者の方々は、いわゆる加齢による一般的な身体的能力の低下、そういったものが原因で介護が必要になると承知しております。ただ、逆に、今申し上げましたように、労災の重度被災労働者の方々は、先ほど申し上げました突然の災害により介護生活を強いられたということになったという点、それから、もちろん労災以外でも事故でせき髄損傷などの障害を持つ方はたくさんおられますけれども、そういった方々と比較しても、私ども今まで知っている限りでは、労災の被災労働者の方々は、どうしても、仕事になぜ自分がというような、そういう被害者意識が非常に強い。そういった意味で外見的な障害プラス精神的な面でも大きく異なると言われております。これら労災重度被災労働者の方々、それから、その家族の高齢化や核家族化の進展に伴いまして、介護に関する深刻な問題が生じているというところでございます。そういったような状況に鑑みまして、厚生労働省では、在宅介護・看護施策として、労災ケアサポート事業を昭和52年度から開始しております。それから、施設介護施策としての労災特別介護援護事業を平成元年度、これは実際施設ができてスタートしたのは平成4年度でありますけれども、そういった2事業を展開し、重度被災労働者の方々の生命・生活維持に必要な援護を図ってきたところでございます。

労災ケアサポート事業について御説明を申し上げます。資料の3ページをごらんいただければと思います。

労災ケアサポート事業には大きく分けて、1の概要にありますように、2つの事業で構成しております。一つは、重度被災労働者等に対する訪問支援でございます。これは、じん肺あるいはせき髄損傷などの傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師など、私どもは「労災ケアサポーター」と呼んでおりますが、これらの方々が重度被災労働者のお宅を訪問しまして、御本人や介護を行っている家族に対して介護の方法を指導したり、相談に応じたりするというものでございます。なお、訪問支援を行った際に、被災労働者の方々への健康指導が必要であると判断した場合とか、先ほど申し上げましたように、介護、それから、起因するところの精神的な不安に対する指導が必要と判断した場合には、その被災労働者の方や御家族の了解を得た上で、医師による医学的指導も行っております。

それから、もう一つの柱は、下にあります労災ホームヘルプサービスであります。これは看護師などに、せき髄損傷等に関する専門的知識とか、それから、労災による障害を持つことになった方々の心理的变化に関する知識等、そういったものを習得していただくための研修を実施した上で、この研修を修了した看護師などがそれぞれの方のお宅に御訪問

いたしまして、それぞれの特性に応じた褥瘡の予防などの専門的なサービスとか、それから、食事・入浴などの生活基本動作に関するサービス等を提供しているものでございます。

今御説明しました訪問支援、ホームヘルプサービスともに、原則65歳未満の方々を対象として行っております。

続きまして、労災ケアサポート事業のこれまでの調達方式の見直しの取組について御説明したいと思います。資料の4ページをごらんいただけますでしょうか。

この事業については、平成18年度までは、私どもの所管公益法人と競争性のない随意契約を締結して実施しておりました。その後、平成19年度、20年度においては、公募による調達を行いましたけれども、結果としては、1者の応募しかございませんでした。したがって、平成21年度からは、他からの参入を容易にするために、企画競争による調達を実施したところであります。その企画競争に移行してからですが、各年度、参加要件の緩和に努めてきたところであります。「参加要件緩和」の項に記載のとおりでございますけれども、かいつまんで申し上げますと、21年度から24年度にかけて、当初ありました過去5年の類似事業の実績を不要にするとか、一般の介護事業者では実施することが困難と思われる労災保険制度の給付手続とかの説明会、そういったものを事業から切り離したりとか、それから、全国7ブロックに分割して調達を実施するとか、あるいは、これまで各都道府県に設置を義務づけておりました事務所の設置義務を不要にしたりとか、それから、労災ケアサポーターの資格要件につきまして、看護師あるいは保健師に限定していたものを准看護師とか、介護福祉士とか、もしくは、訪問介護員養成研修の2級課程以上修了者の資格を有する方を補助的に配置できるとか、そういうふうに資格要件の緩和をしてまいりました。

それから、ホームヘルプサービスを実施するには、無料職業紹介の資格を取ることが必要になるわけですがけれども、これも先ほど申し上げました7ブロックに分割して7つ全部に持たせると、7つの参入予定者がそれぞれ資格を取る必要があるので、関東甲信越ブロックに集中して、そこが持てばいい、そこが全国を見るというふうにしたりとかですね。それから、公示期間を延長して、受託者の決定時期を早めることによりまして、新旧契約者の引継期間を、これは半月ほどですがけれども、1か月から1か月半に延長して、その時間を確保するとか、そういったようなことを24年度までにかけて実施してきたところです。そして、今年25年度でございますけれども、25年度においては、事業費（直接経費）の10%を上限として、間接経費（一般管理費）の計上を認めて、企業努力によって間接経費を節約することによってその差額を利益とできるという仕組みを導入することとしました。それから、もう一つは、事業開始前に実施していただく必要がある労災ケアサポーターに対する研修カリキュラム、これもなかなか外の方はわかりにくいと思いますので、標準例を提示して研修をしやすくする、そういったような要件緩和も行いました。ただ、残念ながら、これまでずっと1者応札が続いてきたということでございます。

そういったようなことに鑑みまして、私どもといたしましても、これまで累次にわたる

要件緩和をやってきたわけですが、24年に事業者からヒアリングをした際にも、単年度契約が雇用の関係で参入するのを非常にためらう要因になることを聞きましたものですから、今般、より良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指して、複数年契約も可能な民間競争入札を導入させていただくこととなった次第でございます。

続きまして、資料の5ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは両事業に係る仕様書等の検討会報告書の概要であります。私ども労災保険業務課において、そこに氏名を入れさせていただいておりますけれども、座長を大妻女子大学の町田教授にお願いしまして、両事業に係る仕様書等の内容を検討していただいたものでございます。検討会においては、先ほど説明しました24年度までの仕様の見直しに加えて、25年度、先ほど申し上げました一般管理費の計上等々、それから、26年度からは民間競争入札の導入により複数年契約を実施すると、そういったようなことにより、参入障壁となるような事項はおおむね解消されたのではないかというような御意見をいただいたところでございます。

そうしたことから、今度は質の問題で、介護・看護の質をいかにして確保するかということを中心に議論が行われたところでございます。検討会の報告書の内容については、本日お示ししております実施要項（案）に何らかの形で反映をさせていただいております。前置きが長くなって恐縮ですけれども、それでは、本題の労災ケアサポート事業の民間競争入札実施要項（案）について、ポイントを絞って御説明させていただきます。今度は、要項（案）の通し番号のついた資料をごらんいただければと思います。

まず4ページをごらんいただきたいと思います。1.2.の「サービスの質の設定」について御説明をいたします。

この事業の実施に関して確保される必要のある公共サービスの質は、訪問支援あるいは労災ホームヘルプサービスの利用者に対するアンケート調査により把握したいと考えております。具体的には、介護・看護・健康管理・精神的ケア、そういったもので有用であったか否かについて4段階評価により判定をいたしまして、上位2つを有用であったと判定をし、各設問の総回答数に対して有用であった旨の回答数が90%以上になることを目標としております。評価は当然毎年度行うこととしたいと思っております。

次に、7ページの本事業の実施期間に関する事項ですけれども、国庫債務負担行為を活用した契約として、26年度から28年度の3か年としております。これも重複しますが、24年度の調達において、説明会に参加された民間事業者がおられました。ただ、企画書の提出はしていただけなかったのですが、そういう事業者にヒアリングをしたところ、単年度契約では雇用の確保のリスクが大変大きい。そういったような意見が大変多ございました。そういったことから、単年度ではなく、ある程度長いスパンが必要だということを考えまして3か年としたものであります。

続きまして、8ページの4.の(1)「入札の実施手続及びスケジュール」についてですが、この事業、順調にこのまま進めば、本年10月上旬に入札公示をいたしまして、政府予算案が通常閣議決定される12月下旬に落札者を決定したいと考えております。こういった措置

によって引継期間、現在1か月半と先ほど申し上げましたけれども、これが今度は3か月間取れるようになると。この点においては、対象事業者の選定ヒアリングの際に、委員の方から御指摘をいただきました参入障壁（引継ぎ期間の確保）は撤廃できるものと考えております。

続きまして、8ページから9ページにかけて記載しております(2)の「入札の単位」ですが、民間事業者の参入の可能性を高めるために、引き続き、全国を7ブロックに分けて実施したいと考えております。

なお、ページがいろいろ飛んで申しわけないのですが、11ページの中ほどの「3 業務実施方法」にも記載しておりますし、先ほども触れましたけれども、関東甲信越ブロックの受託者のみは、労災ホームヘルプサービス、労災ホームヘルパー養成研修を実施していただくこととなります。

次に、訪問支援の人員配置の関係ですけれども、36ページの仕様書の別紙1-2に記載しております訪問支援の実施基準(訪問する回数)を年間11,100件以上としておりますので、それを達成できるような人員の配置が求められるということでございます。各ブロックにおける労災ケアサポーター、健康管理指導医あるいはメンタルケア指導医、そういった方々の具体的な配置人数については、87ページに別紙5としてつけております。従来の実施状況に関する情報が重要な参考情報になるのかなと考えておまして、これを添付することにしております。

ページが飛んで申しわけないのですが、次に12ページに戻っていただきます。5.の「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」についてでございます。これも83~86ページに別紙3及び4として、評価基準及び採点表を添付しておりますけれども、民間競争入札の導入に伴いまして、さらなる公正な審査が可能になるように、各得点の具体例を示したところがございます。民間事業者の方がどのような企画書を提出すればより高得点というか、どういう得点が得られるかといったような観点で参考にしながら作成できるものと考えております。

また、13ページの(2)の①の「落札者の決定方法」としては、総合評価方式を実施したいと思っております。この事業は人命にもかかわる極めて高いサービスの質が求められると私どもは考えておまして、技術点と価格点の比率を3対1とさせていただきたいと考えております。これは、大学入試センターとかそういったようなかなり高いクオリティーが求められるところは、こういう3対1という比率を使っておられるように聞いておりますので、それに倣いたいと考えております。

大変駆け足で御説明しましたが、実施要項（案）についての説明は以上でございます。最後に、仕様書（案）についての総括的・概括的な説明を一言加えさせていただければと思います。

この事業の仕様書に掲げました各種要件、労災ケアサポーターの資格とかそういったもの

でありますけれども、これまで長年実施してきた事業の評価を踏まえて、サービスの質を確保するために、最低限の水準がこのレベルと私どもは考えております。それから、新たな民間事業者が参入する上で十分に受託可能な条件であるとも考えておるところでございます。いずれにしても、後ほどの事業もそうですけれども、私どもが最も危惧するのは、サービスの質が低下して、重度被災労働者の生命とか生活維持に重大な影響を及ぼすような事態が生じること、そういったようなことを大変危惧しております。そのような事態にならないように、質の維持に腐心して、労災補償行政が国民の信頼を得られるように事業を進めたいと考えております。

大変駆け足で恐縮でございましたけれども、私からの説明は以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○石堂委員 どこか資料に出ているのかもしれないのですけれども、要するに、この入札にかける事業は、国費というか、予算の規模としてはどれくらいの額ですか。

○藤永課長 本日配付いたしました資料の3ページの3に予算額と決算額とあります。大体25年度で5億2,000万。

○石堂委員 それから、先ほど、これまでの経過の、今の資料の4ページで、21年度以降のことが書かれていて、18年度までは所管団体がやっていて、最終的には、企画書を提出したのが1者である。これは同じ業者だと思のですが、実質的には、18年度以前にやっていた業者がそのままやっているという理解でいいのですか。

○藤永課長 そのとおりでございます。

○石堂委員 そのときに、この事業だけやっているのではないのかもしれないけれども、後で出てくるもう一つのほうも関連しているのかもしれないけれども、実際に受託している業者にとって、ケアサポート事業の5億という金額は、この業者がやっている事業のどのくらいをパーセンテージ的に占めるものですか。

○藤永課長 その団体の予算規模のウエイトということですか。

○石堂委員 はい。

回りくどくいろいろ質問しようというのではないのですけれども、要するに、民間の業者でこういうことがやれる業者があっても、18年以前からの業者が引き続きやっていくのは、結局、この業務に非常に特化した組織なり業務形態を持っていて、単にその仕事がやれる能力があっても、民間業者はほかのこともいろいろやりますから、この特化した業者に勝てないという図式になってないかという気がするのですね。

○藤永課長 そこは、詳細に民間のことを承知しているわけではないので、具体的にはわかりませんが、今ほども御説明しました、今年の実施要項もお示ししておりますけれども、ここまで参入障壁と言われるようなものを下げれば、例えば障害者支援施設とか、

特別養護老人ホーム、訪問介護とかをやっている会社はたくさんありますけれども、7ブロックに分割しておりますし、かなり下げてきておりますので、正直に申し上げて、この団体はかなり特化しているのは事実でございますけれども、他の民間が入れないレベルの障壁が今残っているかという、私どもはそうは考えておりません。

○石堂委員 7ブロックという話は、そもそもどうして7なのかという気もしますけれども、その7つのうち1つを業者が落とすことも可能なんですか。

○藤永課長 そうです。分割して調達をしますので、九州なら九州の業者さんが九州をやりたいというのはオーケーです。

これ以上分割しますと、先ほど申し上げました管理費の部分での節約度合いが利益になりますので、例えば47に割ってしまうと、非常に利益が薄くなって、逆に参入障壁になるのではないかという思いもありまして、一定程度の規模は必要かなと。

○樫谷副主査 先ほどの御説明では、今日お配りいただいた資料の4ページで、入札状況、調達方法の見直しの取組の状況とか、入札の状況を御説明いただいたのですが、主な理由が、単年度なので雇用の確保が極めて難しいというので、説明会には参加したけれども、入札には参加しなかったということですが、それ以外に特に理由はお聞きになっていませんか。そこだけ解決すればいい話なのか。

○藤永課長 一番大きかったのは、今年、調達条件に入れさせていただいた、先ほどの管理費の部分、利益の部分と、今、副主査がおっしゃった単年度契約、この2つは大体の事業者さんは口をそろえて言われます。

○樫谷副主査 管理ができないということですね。

○藤永課長 やはり民間事業者さんですから、利益も出ないとなかなか手を挙げられないと。

○浅羽専門委員 本日お配りいただいた資料の3ページの予算のお話を伺ったのですが、予算と決算の間に大分乖離があって、決算のほうで細かいデータを仕様書で拝見することができるのですが、この乖離は間に何が入るのでしょうか。

○笹川職認官 受託事業者さんの努力もあって、訪問支援11,000件強を回るわけですが、それは例えば1日1件回ると、1日2件回るので言いますと、結局、そのかかる人件費の差が出てくるということで、基本的には一番大きいのは人件費の差が出るということでございます。

○浅羽専門委員 この1者応札された事業者さんは、この予算額でとりあえず落としていくわけですね。企画競争なので、価格は競争してないですから、この予算額で受けているわけですね。

○笹川職認官 これまで企画競争ですので、上限額を示して、その上で落札という形になっています。企画書を提出した際はこの額だったということでございます。

○浅羽専門委員 大分乖離があって、どこを評価すればいいのかなど。少なくなつてすごくよかったと評価していいのか、それとも、この業者としては、こんなに低くすることに

何のメリットがあるのかなど。

○藤永課長 7ブロックに分けて調達しておりますけれども、1者応札ということは、全国を取っておられるわけで、そういった意味で、いろいろな管理面とかそういった面での効率化が図れるというか、そういった部分が大きいのだらうと思います。おそらく7分割を7者が取れば、ここまでの乖離は出てこないのかなという気もします。規模のメリットが最大限に働いた状態なのかなというふうには理解しております。もちろん節約努力もあるうかと思えます。

○樫谷副主査 確認ですが、今までは企画競争だということで、これは全国を一つのブロックで企画競争をしたということですか。

○藤永課長 いいえ、7つです。

○笹川職認官 企画競争だったのですが、平成22年度までは全国を一括でございます。23年度から7つに分けて、それぞれの調達を行ったということでございます。

○樫谷副主査 この実施要項の連番の87～88ページは、従来の実施に要した経費を書いているのですが、ほかに書いているかどうかわかりませんが、ブロックごとの経費はどこかに出ているのですか。というのは、確かに北海道はかなり広いので、効率はひよっとしたら悪いのかなど。東京は密集していますとか。

○藤永課長 同じ資料の91ページに一応ブロックごとでございます。

○樫谷副主査 わかりました。

○藤永課長 先ほどの石堂委員のこの団体全部に占めるケアサポートの割合ですけれども、全体が54億ぐらいの団体さんですので、10%弱ぐらいですかね。

○石堂委員 先ほどもちょっと触れられた実施基準ですね。36ページにあります。これは各ブロックごとに、訪問支援実施基準ということで、「件」と書かれているわけですが、これはいわば訪問回数ということでもいいのですか。

○笹川職認官 重度被災労働者の方の人数でございます。

○藤永課長 年1回ですから、回数でも大体イコールです。

○笹川職認官 先ほどちょっとお話ししたお医者さんに行ってもら方もいますので、そういう意味で、実人員というよりも件として表示をさせてもらっています。

○藤永課長 一部重複が出ます。

○石堂委員 北海道では400件と書いてあるのは、400人の重度の方を対象にしてやる事業ですと。訪問は年1回ですよという感じですか。

○笹川職認官 そのとおりでございます。

○石堂委員 そのときに、28ページに支援事項ということで、(3)の①で、労災ケアサポーターによる訪問支援ということが書かれているのですね。そうすると、これがまさしく訪問支援というのが、北海道の場合だと、400人を対象にして、年1回、つまり400回訪問するんですよということを条件にやるということだと思えるのですけれども、そのときに、訪問支援の中身が、重かったり、軽かったり、いろいろあるのではないかと。ここにいろいろ

ろ書かれていますけれども、要するに、これとこれとこれで、例えば10項目は必ずやるのか、そういうことでもないでしょうし、結局、労災を受けた方の状況によって対応するということになる、そのときのケアサポーターの負荷といいますか、それはどんなふうに考えるのですか。年1回行くだけでも、それは元気づけられるという意味で効果はあると思うのですけれども、実際に、ケアサポーターの仕事をどういうふうに考えておられるのかなと思うのです。

○笹川職認官 仕事量という意味では、この仕様書でも示しているのですが、1日2件回れるぐらいの業務量と考えております。これは、委員がおっしゃったように、これは主に介護をするわけではなく、相談に応じるとか、そういうことが主になりますので、そういう意味ではその方が何を悩んでいるのかということによってちょっと変わってくると思いますし、あと、そこら辺どういうことがケアサポーターにやらせるのだというところは、企画として出していただくところなのかなと。当然、介護の部分だけやりますということもあり得るでしょうし、ケアマネージャーさんのような資格を持っている方を配置するのであれば、介護保険とかほかの部分もやりますよということが提案されると考えております。

○石堂委員 仕様書を示して、こういうことをやってもらうことになるのですと言う以上は、厚労省の側で、一定の仕事量を前提にして考えてないとおかしいと思うのですね。業者の側に、どういうことをやれますかと聞くというのは何かおかしいと思うのですよ。やはり最低限こういうことはケアサポーターにやってもらわなければならない条件で、繰り返しになりますけれども、北海道ではそういう方が400人いるということで、どうですかということだと思うので、1回の訪問における仕事量がどういうものになるのかというのは、仕様書を示す側が想定してないとおかしいと思うのですね。

先ほど、1日に2件くらいというお話をされましたけれども、北海道は広いから移動も大変だと思うのですけれども、平均的か、過去の実績か、ともかく何かで1回の訪問にこのくらいの時間がかかるだろう、しかも、その時間内で多分こういうことが平均的に行われるだろうということを頭に置いた上で仕様書を示していると考えないと、理屈が成り立たないような気がするのですね。そうすると、28ページにいろいろと書いてあるのですけれども、要は、どういう想定になっているのですか。業者の側に、皆さんがやれると思うことをやってくださいと言うのはちょっとおかしいような気がします。

○藤永課長 専門の業者さんが当然手を挙げてこられるので、想定はつくだろうという理解をしておったのですけれども、今、石堂委員がおっしゃるように、標準的なというか、マックスこれだけで、標準がこれだけとか、場合分けをするのかもわかりませんが、そういったような示し方は確かにあるのかなと思いますので、それは検討をしてみたいと思います。

○石堂委員 それは私の考えだと、実態に合わないのかもしれないけれども、仕様書を示すときに、大体こういうことを厚労省としては期待してケアサポーターをお願いするんで

すよということがないと、業者のほうが、ならば私としてはこれとこれをやる前提で考えたいと思いますということではおかしいと思います。そういう意味ではまとめてしまうと、何を業務量として考えているかがはっきりしないのではないですかという質問になるかもしれないのですけれどもね。

○藤永課長 仕組み上、これだけのお金でこれだけ回っていただいてやってくださいぐらいのことになっていますが、そこは御指摘のとおりかと思しますので、仕様の中で工夫をしたいと思えます。

○川澤専門委員 今、支援事項については、参加者の提案にかなり委ねられている部分もあるとお伺いしたのですけれども、それを伺いますと、83ページの評価基準のところですが、2.の(1)の③で、おそらく支援事項の具体性というところで書かれてくるのだとは思いますが、この支援事項の具体性が非常に重要であると考えますと、その点数の配分といますか、ほかの事項に比べて少し低い配分ではないかと思しますので、その辺りはいかがでしょうか。

○藤永課長 すぐに即答はなかなか難しいのですけれども、御指摘の点は御理解できますので、検討はしてみたいと思えます。全体の中でのウエイトづけの話だと思しますので、ここは十分改めて検討してみたいと思えます。

○川澤専門委員 もう一点ですが、29ページで「労災ホームヘルプサービスの実施」の2つ目のパラグラフの下から2行目で、ブロックの受託者との取次業務を行うという形で、おそらく各ブロックの受託者の方がかなり連絡を取り合いながら実施される部分もあるかと思うのですが、その辺りは事業者さんの間の自然発生的な連絡調整に任せられるのか、もしくは、厚労省さんが定例的な会議を設けるとか、発注者のかかわりはどのようにお考えなのでしょうか。

○笹川職認官 今の取次業務というところで、これまではそれぞれのブロックでホームヘルプサービスをやっていたので、こういう取次ぎは必要なかったのですが、実際利用の意向があるかどうかというのは、訪問支援の際に把握できると思っていますので、それについては受託者さん同士で情報交換をしていただきたいと思います。この仕様書にも、各ブロックの連携でも書かせていただいているとおりでありますが、当然そこに厚生労働省が入るかということもあり得るのだとは思いますが、効率的にやるための委託事業ということで、そこは取次ぎということでこういう方が希望していますよという話を取り次いでいただければいいと思っていますので、そこは受託者さん同士でやっていただきたいと思います。

もう一方、全ブロックを集めた会議とかというものも考えたのですが、そういうものを取りまとめをさせるところにやらせると、その業務量がそこだけふえることで、逆に参入障壁になることも考えられたので、そこは入れるのをちょっとやめたということで、今回答させていただいたように考えております。

○川澤専門委員 わかりました。

もう一点ですが、30ページの(3)の「実施基準」で、平成24年度における購入状況の

時間を実施の目安とするということですが、先ほど、概要資料で御説明いただきました3ページ目の「成果目標」で、実績は13,000件ぐらいで推移していらっしゃるのかなと思うのですが、この目標を11,000として23年度から設定されていることの背景というか考え方はいかがでございますか。

○藤永課長 これはホームヘルプ事業ですね。

○笹川職認官 先ほどの11,100件というのは、訪問支援という御相談に乗っていただくものについては基準を示しているのですが、ここのはホームヘルプサービスのほうですので、これについては、利用したいという希望に応じて利用いただくということです。これまでどのくらい実績があったかがわからないと思いましたので、これまでの目安ということで、これを目安で実施していただきたいということで書かせていただいているものでございます。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○樫谷副主査 実施要項の35ページ別紙1-1と36~38ページの関係ですが、35ページは、65歳未満の方の重度被災労働者一覧ですから、一番下の右から2つ目の10,956名いらっしゃるということですね。

○藤永課長 そうです。

○樫谷副主査 その次のページの別紙1-2の実施基準は、11,100件をしてくださいということですね。

○藤永課長 はい。

○樫谷副主査 平均すると、1人ほぼ年に1回ということですね。

○藤永課長 はい。

○樫谷副主査 その次に別紙1-3で、実際にやったのはこうですよということですね。

○藤永課長 はい。

○樫谷副主査 その次の介護券購入状況は何を意味しているのですか。制度がわからないので申しわけないです。

○笹川職認官 別紙1-4が、ホームヘルプサービスのほうですね。こちらのほうが、1時間当たりの介護券ということにしていますので、その分でございます。

○樫谷副主査 これとは別の、プラスのですか。

○藤永課長 先ほど御説明しましたが、二本立てになっております2本目のホームヘルプ事業のほうの数字でございます。

○樫谷副主査 わかりました。

ということは、この11,322時間とは違うので、どれくらいの時間をかけているのかわからないですね。

○藤永課長 先ほど笹川が申しましたように、1日2件程度が標準的だというのが今までの経験値だとすれば、地域性とかはあると思いますけれども、半日ぐらいです。

○樫谷副主査 移動時間も含めて半日・半日ぐらいのイメージですね。そうすると、例え

ば北海道とか東北などは広いので、この中に書く必要があるかどうかわかりませんが、実際入札をされる方が、少なくとも東北の中の青森とか書いてありますけれども、もうちょっと細かく書かないと、青森と言っても、下北半島の端から津軽半島までであると思いますので、そうすると、どの程度にいらっしゃるかということがわからないと、おそらく移動時間が相当違うので、下北半島に何人かいらっしゃったら、それはまとめてできますね。というような形の情報がないと見積りがしにくいのかなという感じがするのですが、それはどうでしょうか。北海道で736名いらっしゃる。これはわかりますね。北海道と言っても広いので、効率的にやるために、分布ですね。

○藤永課長 エリアの分布みたいなお話ですね。

○樫谷副主査 そうすると、もう少し細かな見積りができるので、より効率的にできれば、よりコストが安く、つまり情報があつたほうがよりコストが安くなる可能性があるのではないかということです。これはこの中に書く必要はないかもわかりません。少なくとも説明会に参加していただいた方とか、あるいは御希望のある方に全て開示して、見積りのベースになるのではないかと思います。

○藤永課長 了解しました。

○石堂委員 アンケートで、サービスが適切に行われているかどうかをチェックしていくことになっているのですが、32ページで、アンケートは基本的に訪問したときに配って、厚労省に送ってくださいというやり方をするのだと。労災を受けた方がそれを持っていってくれと言えば、その封をして預かって持ってくることもできるようなふうには読めるかなと思うのですが、そのやり方が適切なのか。要するに、どこを訪問したかというのは厚労省は全部把握できるわけですから、訪問した人からアンケート用紙を渡すやり方が本当に適切なのかなという感じがするのが1点です。

32ページの③で、「必要に応じて厚生労働省の依頼に基づき、アンケート結果の集計作業を行い、厚生労働省に提出すること」この「必要に応じて」という言葉がどこにかかるのか。要するに、集計しないこともあるという意味なのか。それとも、「厚生労働省の依頼に基づき」という、内容的に、必要な依頼内容が何であるかという意味で「必要に応じて」ということばがここにあるのか、何か意味がはっきりしないなど。この2点お伺いしたいのです。

○笹川職認官 まず、訪問支援の際にアンケート用紙を渡すことがいいかどうかということですが、特にこの市場化テストの対象事業の選定ヒアリングのときにも、委員の方から御指摘があつたのですけれども、今まで訪問支援に行った方が、その場で書いてもらってとか、代わりに書いて、持って帰ってくるというやり方をしていたので、そうすると、本音を書けないだろうということがあつたので、直接かかわった方がその回答を見ないようにしないといけないというのがまず考え方です。先ほど委員がおっしゃったとおり、行くところはわかるのだから、厚労省から送ればいだろうということもあるのですけれども、ここはどうしても委託費としての経費だけを見れば、その分経費はかかっているの

ですけれども、1回送る分の郵送料も考えていて、全体の経費として効率化を図りたい。ただ渡すだけであれば、その中身を見るわけではないので、その御自宅に行くわけですから、それで、その場で渡していただく分には、お金もかからず手元に渡るということで効率的ではないかと考えて、このようにしたものです。

最後に、「必要に応じて取りまとめ」という部分ですが、こちらについては、もちろん集計していただくという前提ではあるのですが、その際に、厚労省で一度集めて、それをまた事業者さんに渡すときに、どういう渡し方をするかというところがまだちょっと煮詰まってない部分があります。というのは、訪問支援を行った直接の方ではないですけれども、受託者自身が中身を見ていいのかという部分も議論になるのかなと。ただ、受託者が見ることについては、例えば悪い結果があれば、それはいい方向に持っていけるのだろうと考えているので、基本的には、渡して、集計をしていただきたいと思っているのですが、今すぐにそれがいいのかというところと、あと、この場でそれがいいのかというお話もあるのかと思って、「必要に応じて」という書き方をしたのですが、基本的には、集計をしていただきたいということで、ここは書きかえないといけないのかなと思っております。

○石堂委員 最初のほうの郵送料がかかるお話があったのですが、①で、「厚生労働省への送付を依頼する」。そうすると、多分郵便だと思いますが、厚生労働省に送るときの郵送料は。

○笹川職認官 そこは後納とかの方法を考えております。そこは、先ほどの実際に訪問支援を行った方が見ることと経費とを比較した際に、本当の答えをもらう必要があるということで、その分について経費がかかるのは仕方ないだろうと。ただ、片道分で済みますので、そこは半分で済むのかなという考え方でございます。

○石堂委員 このサービスの質を確保するためのアンケートをやると言っているわけですが、いざアンケートの質を保とうとすれば、そこにコストがかかってもしょうがないと考えるべき場面ではないかという気もするのですね。要するに、バス旅行へ行くと、最後にアンケートで「きょうのバスガイドはどうだったか」と書いてあるのと一緒で、ちょっと一呼吸置いてから書くのと、その場で回収しますというのは、答えが違ってくと思うのですよ。ですから、もう一回言いますけれども、このサービスの質をどう維持するかのためにこのアンケートをやっているのだとすれば、アンケートの質をどう維持するかということで、片道の郵送料がもうちょっとかかるのですと言っても、それは仕方ないのでないかという気がするのです。要するに、客観的な答えが欲しいわけですから、そこは十分ガードをした上でアンケートをしてもらうべきではないか。いってみれば、訪問のときにどうこうというのではなく、訪問した後に、「先日行ったはずだけれども、どうでしたか」というのを厚労省が直接聞いて、厚労省が回収するというやり方のほうがベターなのではないかと感じるのですけれども、コスト的にどのくらいなのか。

○笹川職認官 11,100×80円か120円かの百数十万ぐらいのものだと思います。

○石堂委員 ちょっと考えることじゃないかなという気がします。

○藤永課長 正直、先ほど申し上げました検討会でもさんざん議論になったところごさいます。目の前で書けと言われると、なかなか悪いことは書けない、正直に書けないとか、そういう点を皆さん非常に危惧されて、どうすれば秘匿性を保ったまま正しいお答えがいただけるかということで、先ほど笹川が申しましたように、まだ煮詰まっていないういえば煮詰まっていないのですけれども、ちょっと要検討ということにさせていただきます。

○尾花主査 労災ケアサポート事業は国の事業なので、国が何をさせていただくかということをも明確に仕様書で明らかにさせていただくことが非常に重要で、それが現状、石堂委員からもされていないという指摘があって、何をしてほしいかという業務の内容が明確でないと、ほかの業者さんは何をやればいいのかわからないので参入できないと。この仕様書ができてないというのは参入の大きな障壁になるように思います。なので、先ほど言った25ページのケアサポーターの仕様書、業務の内容について、何となくお願いしてやっていたというのだと、一般の方は参入できないということで、ここはすごく改善をお願いしたいなという点ではございます。

もう一点でいくと、例えば7つのブロックに分けて、7つのブロックの受託者さんがそれぞれお互い取り次ぎ合うことについては、今は1者がやっているの、融通し合いについてその業務についての予測可能性はありますけれども、7者がばらばらに受託した場合に、取り次ぎはどうやってやるのだろうかという意味でいくと、どんな業者になるかわからないときに、その業務について予測できずに、参入をすごくしにくいと思います。なので、その点について何か御検討をいただきたいなと思っています。

それから、アンケートが今まで議論されておりましたが、このアンケートが項目として非常に少ないとか、「非常に役立った」「役立った」「役立たなかった」「わからない」と、普通は5項目ぐらいあるように思うのですが、「役立った」「役立たない」「役立たなかった」「余り役立たなかった」とか、アンケートの目的はサービスの質が確保されているかということをも国が判断するためのものなのに、このような大まかな項目だけでサービスの質が十分に確保されていたかということをも判断できるよいアンケート項目なのだろうかというところで、ちょっと工夫を願えればなと思います。

そういう意味でいくと、サービスの質の確保について、国が確認していただく上で、アンケートの集計を業者にお任せするのは、国の事業としてもう少しコミットして御判断をいただけるような仕組みづくりをしていただければいいのではないかと考えております。

○石堂委員 まさしく今のお話のとおりだと思っております。アンケートなんかも、ケアサポーターが行って、役に立ったか、役に立たなかったかというよりも、厚労省も多分データとして把握してないと思いますから、要するに、来たケアサポーターはどのくらいの時間いたのか。その時間の中で、受ける側が十分その時間で足りたのか。本当はもうちょっといてほしかったけれども、「次へ行かねばなりませんので」と言って去ってしまったのか。それとも、話が終わったのにいつまでもいましたというのか、ともかくそういう質も含め

て、どのくらいの時間を割いて、いろいろ項目はありますけれども、聞いたことに対して全部答えられたのか、あるいは答えられなかったのか、もうちょっと具体的に聞くべきではないかと思うのですね。それがまさしくサービスの質の向上になるので、本当に概括的に「役に立ちましたか」「まあ、役に立ちました」という返事だけをアンケートで取っていても、余り質の向上改善に資するアンケートには僕はならないと思うのですね。どうも気になるのは、行って、そのお宅にどのくらいいるものなのかというのが一番気になるのですね。「元気ですか」と言って、こっちで言っている医療のサービスとか要りませんか、じゃお元気にお暮らしてくださいと言って帰ってくるのか。結構じっくりとお話を聞いているのか。その辺がこのサービスの根幹ではないかと思えますから、アンケートにもっと大胆にというか、具体的にそういう項目を聞いて、答えを強制するわけではないと思えますので、答えたくないのは答えなくていいですよという中で、できるだけ厚労省のほうでデータを取る姿勢でこのアンケートを活用すべきだと思います。

○藤永課長 ありがとうございます。ちょっと工夫をしまして。国の事業であることはおっしゃるとおりでございますので、もう少しうちがどういうふうに関与できるか、どういうふうコントロールできるか、工夫してみたいと思います。

○樫谷副主査 仕様書の33ページの上のほうに④があります。委託事業実施結果報告書の様式はどこにありますか。

○笹川職認官 これは契約書についている様式でございまして、こちらのほうにはついておりません。

○樫谷副主査 つまり、業務実績を報告するということですが、先ほどのところと関連するのですけれども、どういう報告をいただいて、厚労省としてはどうチェックをするのか。不足している場合もあるかもわかりませんが、過剰ということがあったら、文句言うことはないかもわかりませんが、不足している場合に、何かそういう指摘をしなければいけない可能性があると思うので、もちろんアンケートは非常に重要ですが、日々というわけにはいかないと思えますから、月次で実施状況はどうなのか。何時から何時までいてどうだったかみたいなのも含めて、余り細かくは難しい部分もあるとは思いますが、実施状況をぜひ厚労省の中で御確認いただけるような実施報告書、あんまり面倒になったらかえってあれだと思えますけれども、ぜひ、そこを工夫していただきたいと思えます。

○藤永課長 はい。

○尾花主査 各委員からたくさん指摘があったかと思うのですが、指摘の内容について、また、事務局と確認した上、実施要項をもう少し詳細に定めていただき、国の事業として、民間事業者がより参入しやすく、かつ創意工夫をもってよい事業ができるように、実施要項（案）の修正をもうちょっとやっていただければと思います。

それでは、本日の議論を踏まえ、論点を整理し、事務局と日程を調整した上で、次回入札監理小委員会で、再度本実施要項（案）について審議することといたします。これは初

めての事業なので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○藤永課長 わかりました。

○尾花主査 引き続き、「労災特別介護援護事業」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課藤永課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○藤永課長 それでは、引き続きまして、「労災特別介護援護事業」の概要について御説明を申し上げます。これも本日配付資料としてお手元にお配りしておりますので、ごらんいただきながら聞いていただければと思います。1～2ページは、先ほどのと同じものになりますので、3ページからということでもよろしく願い申し上げます。

この事業は在宅での介護が困難な、原則60歳以上の労災重度被災労働者に対しまして、その傷病なり障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを全国8か所に設置しております、労災特別介護施設、「ケアプラザ」と呼んでおりますけれども、そこで実施をしているものでございます。4ページに8施設の設置状況等を入れておりますので、御参考にしていただければと思います。入居者定員は各施設とも100名、そのうちの2名分、2床については、ショートステイ用としております。労災特別介護施設は、障害者への支援を行う障害者支援施設での介護支援、それから、特別養護老人ホームでの介護支援、この両方の性質を併せ持った介護施設ではないかと私どもは考えております。なお、この施設においては、重度被災労働者の方を介護している御家族の方が、病気等のために一時的に介護ができなくなったりとか、そういった場合に、短期間（9泊10日以内）その御家族の方に代わりまして介護サービスを提供する、いわゆるショートステイ、短期滞在介護サービスなども併せて実施をしているところでございます。

続いて、5ページをごらんいただきたいと思います。先ほどのケアサポートと同じようなつくりで、これまでの調達方式の見直しの取組について記載をしております。労災特別介護援護事業については、先ほどのケアサポート事業と同様に、18年度までは所管法人と競争性のない随意契約でした。あと、全く同じですけれども、19年度、20年度が公募、21年度からは企画競争による調達ということで歩んできております。企画競争に移行しましてからは、同じように、毎年参加要件を緩和してきているところでございまして、具体的には、21年度から24年度にかけまして、過去5年の類似事業の実績を不要としたり、大体重複しますが、8施設の分割調達を実施するとか、それから、引継期間を確保するために公示期間を延長するとか、これも同じですが、いわゆる利益が出るように事業費の10%を上限に一般管理費の計上を認めるとか、研修カリキュラムの標準例を提示するとか、先ほどのケアサポート事業と同じような要件緩和を続けてまいりました。ただ、これも同じですけれども、残念ながら、結果としては1者応札が続いてきたというものでございます。

これも、先ほどの事業者さんは訪問介護をやっていたら施設をお持ちだったりとか、そういうことですので、ヒアリングをしましたところ、やはり単年度契約が大きな参入を阻

害している要因であるということでもありますので、複数年契約も可能な民間競争入札を導入させていただくことになった次第でございます。実施要項（案）については、労災ケアサポート事業の説明でも申し上げましたけれども、同じように、検討会報告書の内容を十分反映させたものとしております。

それでは、早速ですけれども、労災特別介護援護事業の民間競争入札実施要項（案）についてポイントを絞って御説明させていただきます。通し番号の4ページをごらんいただけますか。この事業については、先ほど御説明しました施設介護業務と短期滞在型介護業務、それから、施設を保有しておりますので、事業管理組織の業務とか、安全管理等の各種対策業務、施設設備の保守管理等のそういう付帯業務がございます。施設設備の保守管理とか、施設清掃等の付帯業務は、入居者の安全面なり衛生面への配慮、それから、施設管理における運営責任の明確化という観点から、施設介護業務と一体的に実施することが必要であると考えておりますし、これまで受託者においても、一般競争入札によりそれら業務については調達することとしており、経費の削減が図られる要件を示しているところでございます。

同じく4ページの下段の辺りから記載しております1.2.の「サービスの質の設定」についてですけれども、この事業の実施に関して確保されるべき公共サービスの質については、2つの要求水準を設けさせていただきたいと考えております。一つは、入居者に対する年1回のアンケート調査でございます。211ページに飛んで申しわけございませんが、仕様書別添2として、調査票を添付しております。先ほどと同じような御指摘を受けるかもわかりませんが、4段階評価により判定をして、上位の2つを有用であったと判定することとしております。これが90%以上になることを目標としております。

それから、もう一つは、施設でございますので、1年間の平均で、ショートステイ用2床あるとお話ししましたけれども、それを除いた98床について、90%以上の入居率を維持していただくということでございます。残念ながら90%を満たしていない施設が1施設あるのですが、前年度、入札前の年度において入居率90%を満たしていない施設を受託された業者さんについては、前年度以上の入居率としていただくという基準にしたいと考えております。

続きまして、6ページの2.の「本事業の実施期間に関する事項」ですけれども、ケアサポート事業と同様に、国庫債務負担行為を活用した契約として、26年度から28年度の3か年としております。これは先ほどと同じですけれども、単年度では、雇用確保のリスクが高過ぎるという民間事業者の意見を踏まえたものでございます。

続きまして、7ページの4.の(1)「入札の実施手続及びスケジュール」ですけれども、これも繰り返しになりますけれども、本年10月上旬に入札公示をして、12月下旬に落札者を決定したいと考えております。このスケジュールで進めることによりまして、対象事業の選定ヒアリングの際にも御指摘のあった参入障壁（引継ぎ期間の確保）は撤廃できるのではないかと思います。

それから、(2)の「入札の単位」につきましては、先ほども申し上げましたように、引き続き8施設それぞれごとに実施することにしたいと思えます。

なお、この8施設のうち、千葉の施設の受託者については、本来の施設介護業務に加えまして、各種会議とか、研修の実施、予備費的な運営預り金の管理といったものを行っていただく、いわゆる統括施設のような役割・機能を担っていただくことを予定しております。続きまして、施設の人員配置の関係について御説明いたします。29ページをごらんいただけますでしょうか。労災特別介護施設では、特に重度の併発疾病とか合併症を発症する可能性の高い障害を有する方が大半を占めております。約98%を占めておるところでございます。そうしたことから、365日間24時間体制で介護を行っているところです。このため、受託者にはその施設の運営を的確に行うための組織・人員体制の構築をしていただく必要があると考えております。29ページから30ページにかけて、私どもが考えております必要な専門性なり人員配置の最低限の水準を記載しております。私どもの特別介護施設と同様に終身介護を前提としている介護施設には、障害者支援施設とか特別養護老人ホームなどがありますけれども、それぞれの施設の介護体制は厚生労働省令で基準が定められております。一方、私どもの施設は、国の委託事業として実施しているものですので、こうした基準は契約において担保する必要があると考えております。

施設については、こういう専門性を持った介護施設ですので、当然、施設長なり、看護職員・介護職員など、介護に必要な体制を整備する必要があると考えておりますけれども、看護職員及び介護職員については、原則、常勤で、それぞれ12名以上・24名以上を配置することを求めています。これは、私どもの施設の入居者の約7割の方がせき髄損傷などの障害を有しておまして、床ずれ防止のための体位変換を2時間ごとに行う必要があるとか、病院への救急搬送の付き添いをしていただく必要があるとか、そういったようなことが種々考えられますし、実際起きておりますので、夜間においても、1名以上の看護職員と3名以上の介護職員を配置する体制をとる必要があることから、そのようにさせていただいております。

なお、労災特別介護施設におきます職員配置基準については、類似のいろいろな施設の配置基準と比較し、検討された、私どもがお願いしたのですけれども、労災特別介護援護事業に係る配置基準検討会報告書を踏まえたものでありまして、今年度開催いたしました資料を、きょう配付した資料にもおつけしております検討会においても、その23年の検討会報告書当時と大きな環境変化はないので、妥当なものであるとの御意見をいただいたところでございます。

また、各施設で、事業を統括する常勤職員を配置するなど、この事業を円滑に実施する体制を整備していただくこと。それから、事業の開始前までに介護職員なり看護職員に係る研修を実施していただく、そういったようなことも併せて求めています。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思えますが、5.の「落札者を決定するための評価基準その他落札者の決定に関する事項」についてでございます。後ろのほうの225

ページから232ページにかけて、評価基準並びにその採点表を添付しておりますけれども、先ほどの労災ケアサポート事業と同様、民間競争入札導入に伴いまして、さらなる公正な審査が可能となるように、得点の具体例を示すことにより、民間事業者がどのような企画書を提案すればいいのかという参考にしていただくように工夫をしたつもりでございます。また、11ページの(2)の①の「落札者の決定方法」ですけれども、これもやはり総合評価によることとしたいと思っておりますし、この事業もまさに本当に人命にかかわる極めてクオリティーの高いサービスが求められますから、やはり技術点と価格点の比率は3対1ということで実施したいと考えております。

最後になりますけれども、委託費、入居費等の経費のフレームについて御説明をしておきたいと思っております。76ページをごらんいただけますか。労災特別介護援護事業の収入は、入居者の方からいただく入居費収入と、それから、国費である委託費収入に分かれておりまして、それぞれ用途が決まっていることを図示しているものでございます。「区分」欄と「考え方」の欄が収入、「使用できる範囲」が支出を示しております。入居者の方の食費とか居住費、いわゆるホテルコストと言われる部分については、施設利用料収入を充てております。これは平成17年10月の介護保険法の改正に伴います受益者負担の考え方に倣って平成18年度から私どもが導入したものでございます。また、介護職員の人件費などですけれども、これは介護費収入を充てております。なお、それでも不足が生じる部分については委託費で賄うと、そういった考え方で組み立てております。また、施設には事務職員もおりますけれども、事務職員の人件費等についても、同様に委託費で賄うという形でございます。入居費として徴収する、入居費・施設利用料なり介護費と国費である委託費については、それぞれ支出できる範囲をあらかじめ明確に指定して、それぞれに不用額が生じた場合には、事業者さんの利益となる一般管理費の部分を除き、全て国へ返還を求めるといことにしております。

ケアサポートと重複する部分も多くて非常に簡単でございますけれども、説明は以上でございます。この施設の人員配置などについて、サービスの質を確保するための最低限の水準であると私どもは考えております。そういった意味でこの基準が、新たな民間事業者が参入する際の阻害要因、障壁になるものではないと考えておりますし、むしろ、良質なサービスを提供して、安全に入居者に過ごしていただくという観点から、積極的に受け入れていただけるものと考えております。24年度の説明会に参加いただいた事業者からも、人員配置基準が参入障壁になるといったような意見はいただいておりませんし、逆に、いろいろな障害者支援団体等が世の中にはありますけれども、そういった団体の方からは、今の基準ですら、なかなか安心して入居させることができないというような、そういう意味で増員を求めるような御意見も多々いただいているところでございます。そういうことも含めて、御審議のほどよろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○石堂委員 さっき、ケアサポートは事業費として大体5億円というお話でしたが、こちらのほうは22～23億くらいという感じですね。

○藤永課長 はい。

○石堂委員 そうすると、こっちの特別介護援護事業を受け入れている受託者も先ほどと一緒にですか。

○藤永課長 同じです。

○石堂委員 そうすると、その事業者の全体の5割くらいが、国からのこの受託で占められるということになりますね。

○笹川職認官 これが先ほど言った委託費20億と入居費20億くらいですので、この事業で40億くらいの事業です。

○石堂委員 そうすると、大半この2つの事業でしょう。自由に参入障壁をだんだん下げて、ほかからも入ってこれるようにしているのだという話とどこかで矛盾するような気がするのです。というのは、今現に受託している事業者がもしこの選定に漏れたら、その職員はほとんど路頭に迷う話ですね。ばくちみたいなものだと思うのですよ。そんなことは普通やれないはずだと思います。やはり、これは図式的に、構図的に、この業者がやるということ的前提に動いているとしか考えられないです。

それで、民間の会社とすれば、いろいろなものに入っていくときに、これで空振りしたら会社は終わりだなんて、そんなことはあり得ないですよ。ところがこの業者にしてみれば、この2つの事業を企画競争でもし敗れたら、全部が正規雇用の人かどうかわかりませんが、みんなにもう給料は払えないよというような状況になると。そんな危ない橋を渡るような契約者の決定方法に本当になっているのですかと思うのですね。これは価格だけではないから、いろいろな条件でやると言っている。しかも、ほかの業者が入ってこれるようにだんだん参入障壁を下げていく、下げていくとおっしゃればおっしゃるほど、下げて、本当にほかの業者が取ってしまったときには、この今受託している事業者は社会問題になるのではないかという気がするのですよ。その辺はどう考えたらいいのですかね。やはり自由競争が十分担保されている中で、たまたまこの業者が毎年取っているのだというふうに、何か単純に信じられないような気がするのですけれども、ある意味ではしっかり答えていただきたいという気もするのですね。

○藤永課長 こういう民間競争入札に参加することを決めた以上は、委員がおっしゃるように、当該団体にとってはばくちのような話になるのかもわかりませんが、これは平場で本当に競争をしていただくと。今委員もおっしゃったように、職員さんの雇用問題は、もし取れなかったら、必ず生じてくると思います。それは私が先ほどから申し上げている検討会でも結構議論になりました。入居者の方は、業者がかかわったからといってかわらないわけですので、この団体ではないところが受託した場合に、入居者の方とその施設

に非常に慣れた職員の方々、看護・介護に係る職員の方の継続的な雇用を当初は義務づけるかまではあったのですが、それはちょっと余りにもやり過ぎなので、そういった方々の雇用を引き継ぐことについても、新しく受けたところはかなり検討をしていただくような何か工夫ができないのかとか、そういったようなことを議論して、まだ正確に反映はされていないのですけれども、そういったようなことで雇用問題は、私どもも厚生労働省ですので、何とかしないとイケないとは思っております。ただ、この業者ありきで私ども障壁を下げているということは、こういう時代ですので、正直、そんなことは全く考えておりません。

○石堂委員 ですから、これは民間競争入札と言いながら、ある意味では官民競争入札にかけるのと同じようなものが潜んでいると思うのですね。今おっしゃるように、もしもほかの業者が取ったときには雇用不安が現実に生じるわけですから、それは取った業者にこういうことをやってもらえませんかということ厚労省から声をかけるというようなお話になるとすれば、それはまさしく仕様書の段階で、今まで受けてきたところにこういう専門家がいて、他の業者が取ったときには、労働者の異動みたいなことが当然必要になってくる、それが書かれてないというの、また、おかしな話ですし、これまで同じ業者が、しかも、さっきのところと合わせると、その事業者がやっている事業の大半がこの2つの事業だということになれば、競争性を発揮するために、公正な競争をしているのだと言うのと、何か制度的にはまり切らないものがあるような気がするのですね。

○笹川職認官 今のお話ですけれども、この実施要項の14ページの一番下から15ページにかけて、この事業の引継ぎに関して記載させていただいております。実際には、15ページの上のところの2行目ですが、なお書きで、「なお、受託者は、円滑な事業運営のため、本事業に係る現受託者の職員の雇用について、現受託者と協議する等最大限努力すること」という、こういう形で、本当は引き継いでいただけるのが私どもも一番安心なわけですが、ただ、これが大きな参入障壁になっているということを言われている中で、逆に、例えば人をそろえて参入しようとするところもあるわけですから、そこに強制はできない。ただ、なかなか看護師等の確保が難しいことも逆にもあるわけなので、こういう書き方によって協議を促す。これは雇用の問題、労働基準法とかに関する問題ですので、国がこうしろとなかなか言えないのですけれども、最悪、それを担保するためにこういう書き方をしております。

○石堂委員 このなお書きのところに、そういう国の意思が入っているのだということ余りに公然と言ってしまうと、また、この仕様書全体の構図が非常にがたがたしてくるような気がしますし、これは、何度も言いますけれども、何か隠れた問題なのではないかという気がして、形式的にいかにも公正な競争を目指してやっていると言っても、現実にはこういう問題があって、いってみれば、公正な競争を理屈どおりいってしまったときは大変なことになりますねというような、変な感じになっているような気がするのですね。この2行を、企画競争に参加してくる業者は、その意味するところをみんなきちんとわきま

て入ってくると考えているのですか。何かちょっと曖昧な書き方になっていますね。

○藤永課長 ぎりぎりの表現かなという気はします。

○笹川職認官 現受託者の雇用についてははっきり書いておりますので、そこは御理解いただけたらと思っております。

○樫谷副主査 事務局にちょっと聞きたいのですけれども、官民でやったときに、官で働いていた方についての引継ぎとか元に戻るとかいろいろありましたね。あれはどうなっていたのですか。

○後藤参事官 法律上は、退職手当についての通算規定のみであります。あとは、リストラすることがないように、配置転換等によって、組織全体の中で職を失うことがないように配慮するということは書かれております。

○樫谷副主査 そういう意味では、官の場合は所帯が大きいのでどこかで吸収できるのでしょうけれども、これしかやってないところは、今おっしゃったように、何かの知恵を使わないといけないのかもわかりませんね。

そこで、225ページの(5)の上から2つ目の枠で、「企画書評価段階における職員の確保状況」これは内定を含んでもいいのですけれども、それに応じて採点するとなっていて、9割以上とか、8割以上とか、4割以下とか書いてあるのですが、これを書くということは、ある意味では今までの既存のところ有利になると同時に、逆に言えば、民間のところも9割確保しようというインセンティブが働きますね。かえって引継ぎがしにくいというようなことに、つまり矛盾することにならないかなという気がするのです。確保してしまった後引き継げと言っても、では誰か辞めさせなければいけないですね。そういう意味では、これはどう整理すればいいのか。今、私に知恵がないので申しわけないのですが、一方はできるだけ引き継いでくださいと言っている。ところが一方、高い点を取るためには9割とっておかなければいけないと、こういう話ですね。10点違うわけですからね。そこをどういうふうに今整理をされているのですか。つまり、9割とってしまったら1割の採用枠しかなくなってしまう。でも、確保しなければいけないというのもわかるので、この意味はよくわかるのですね。極めてそうだと思います。

○藤永課長 おっしゃるとおり、自己矛盾を起こしているようですので、整理してみたいと思います。

○樫谷副主査 例として、何となくわかるような気がするのですけれども、今の整合性ですね。

○藤永課長 はい。多分それぞれには正しいと思いますけれども、並べたときにはちょっとおかしいと思いますので、おっしゃるとおりだと思います。

○石堂委員 やはりちょっと何か無理があって、これは官民競争入札ではないのですね。そうすると、民の競争入札ということになっていますから、それを今まで、たまたまですけれども、ずっと取ってきた業者が、国の方針によって保護されるべきであるということは、どうも制度的に僕は並び立たないような気がするのですね。ただ、この書いてあるの

は、この仕様書がこれからもずっと行くとすれば、今Aという業者がやっていたのが、今度Bが取ったと。BがCになるときにも、そのBが同じ条項で保護されると、そういうことまで。そうではなく、これは平成18年以前と同じ業者がやってきていることを前提にした表現であって、取る業者がころころかわっても、前の人を持っていくんだよということを前提にこの企画競争が行われていると考えるのは、また、どうも変な気がするのですね。だから、むしろ、官民競争入札ではないけれども、実態的にこういう問題がこれには潜んでいることをもしかしたら明らかにした上で、これをこんな曖昧な書き方ではなく、きちんとそれをもっていく。それを前提にしてほかの業者も入ってくるというような書き方にするかですね。ただ、そのときに今の90%の議論がありましたけれども、人数なり、その比率が特定できるのかということ、それもまたすごく難しいという気がします。

○藤永課長　そういうことを完全に前提としていいのかどうかということ、私ども今ちょっと整理ができてないというか、つかないところではあります。

○笹川職認官　ちゃんとした回答ではなくて申しわけないのですけれども、それが本当に民間競争入札としてやっていいのであれば、すごくしたいという部分でもあるのですが、ただ一方で、従業員の方は今のところに雇用されているわけですから、雇用契約に基づいて雇用されているので、この人がそっちに行くかどうかは、また、この人の判断が入るところですので、まず、一番最初のやっていいというところのもし御回答がいただけると、私どもはすごく組みやすいという部分はあるのです。ただ、そこは参入障壁とか、それはだめだろうと言われてしまうのかなというのを私どもはちょっと懸念をされていて、こういう書き方がぎりぎりなのではないかということを書いてあるものがございます。

○石堂委員　書き方がぎりぎりというよりも、国が外に出したいと思っているもうちょっと一般的なほかの案件と比較したときに、やはり特殊性があるのだと思うのですよ。だから、その特殊性をちゃんとオープンにした中でやらないと、はっきり言うと、隠れ官民入札みたいな形になってしまっていると思うのですね。官民競争入札にかけて、民が勝ったときと同じような問題をこの案件は持っているのですよ。形の上では民間競争入札なのに、負けたほうを何で保護しなければならないのかという議論をしなければならないとは思いますが、実態的に考えれば、僕は官民競争入札をやるに似た構図があって、官が負けたときにどういうふうに考えましたかという程度は国は配慮しなければならないということをはっきり書いていかないと、どこか無理のあるやり方になってしまうのではないかと思うのです。

○樫谷副主査　非常に難しい問題で、官だから保護されるけれども、民はいずれにしても負けたら、職がなくなるわけですね。そういう意味で確かに競争をするということはそういうことなのでね。本当に官だったら保護されるのですね。首にはならない。仕事の内容は変わるのでしょうけれどもね。ところが、ここは官ではない、財団ですから、いわゆる民ですね。そうすると、民・民でやったときに、普通、競争に負けたらしょうがないというのが民間の論理なのですね。ただ、今まで既存でやってきて、雇用もかなりの人数がい

らっしゃるということで、そこはどうか解決すればいいのか。つまり、一回はチャンスを与えるのか、ずっとその分を継続するのかですね。これは何かで一遍考えないといけないですね。

○後藤参事官 他の事例で申し上げますと、公益法人が多分一般財団になられているわけですから、そうすると、この現行の事業以外のものも受託できる環境になっているのだと思います。他の財団と言っても、公益法人から一般社団・一般財団になった段階で、例えば他の事業を受託することでそのリスクに対して備えるという形で、より競争環境に耐えるように努力しているところもありますので、その辺りについても、こういった入札の改革に応じて職員の雇用を守りつつ、新たなチャンスを獲得して、より高度な能力をきちんと伝えていくということもあるのかなと思います。

○石堂委員 ずっと1事業者がやってきた。それはもともとをたどっていけば、官のお声がかかりでつくった組織がずっとやってきたというところが残っていると思うのですね。それはある意味で時代の流れの中での役割が、全部ではないかもしれないけれども、部分的に終わってきているところだと考えざるを得なくて、それはほかに伸ばしていくか、縮小するかどうかと思うのですね。ですから、今まで丸ごとその事業者にやっていたところの一部はどこでもやれるから、あなたのところに任せないよという形で競争入札にかけていって、それに対応して少しずつ規模を縮小するなり、余力でほかの仕事を取ってこななければならないことで維持するか。それを組織体自体が考えなければだめではないかと思うのですね。

ただ、さっきからこだわりますけれども、それが一挙に、全体の8～9割も仕事を失うようなやり方があり得る形を進めていること自体は、僕は何か非現実的だと思うのですね。この事業だけの問題ではないと思います。

○樫谷副主査 おっしゃった意味はよくわかるので、事務局でも一度検討していただくと同時に、そちらもいい知恵があれば、また、聞かせていただいて、協議していただくということで、また、次の小委員会にもかけることになると思いますので、実施要項については、何かここで認知しないとやりにくいということですね。

○石堂委員 御説明の中で、千葉が全体の取りまとめ役みたいなことをやっているという中で、予備費的なものの管理のお話が出てきて、多分この資料の53ページにある運営預り金の管理という話になってくると思うのですけれども、これがどんなものなのか、性質としてどういうものなのか、なぜこういうやり方をすることになっているのか、何かいま一つ釈然としないという思いが残ります。

○藤永課長 施設の運営を含めた施設介護の委託事業ですので、そういった委託事業を実施するときに、いわゆる不測の事態、天災地変とか、急激な入居者の減による入居費の減収とか、そういったような不測の事態が起きた場合の経費の増加とか、収入不足に対応するためのお金でございます。これは運営預り金と申しますけれども、受託者がその委託業務を安定的に実施する上で備えておくべきお金なわけですけれども、運営預り金名目で国庫で保管することができない仕組みのものでございます。ですから、私どもの手元に置き

ておくこともできません。とはいえ、入居者の命とか安全とかそういったものに影響する事態もあり得るわけですので、厚労省から近いという意味もあって、千葉に保管させているものです。これは（会計）検査院の了解も一応得ているものでございます。

○石堂委員 そうですか。ただ、経費が急に増えてしまったとか、あるいは収入が欠損を生じたとかというのは、最終的に予算が回らないという話をされているよりも、一時的にその資金をどう手当てするかという資金繰りの話だというふうに理解しているのですか。それとも、これは負担し切れない金が出たときのためということですか。資金上の話であれば、民間では、銀行と当座貸越契約を結んでおけば済む話だと思うので、何も受託者あるいは厚労省の近いところという話を聞いても、自分のところでその資金を常にプールしておかないと業務に支障があるだろうというのは、社会の一般常識とは違っているような気がするのです。

○笹川職認官 今、収入不足とかいう話もさせていただいたのですが、一番の想定は、東日本大震災がありましたけれども、宮城の施設も結構ダメージがあったのですけれども、そのときはたまたまどこかに退避してもらうほどではなかったのですが、結構不便をかけた。そういうような大きいもので、例えば一時的にどこかに退避してもらわないといけないというときに、プラスアルファのお金がかかってしまうだろうということ。あと、先ほどの入居費不足というのも、急激に、例えば何かの事情によって半分ぐらいに減ってしまったことに対しては、それは受託者の責任ではないと。それについては補填しないといけないだろうということで保管させているものでございます。ですから、今ちょっと足りないから補充するものではなくて、例えば、この年度はどれだけやってももう回りませんというぐらいの収入減があった際に、プラスアルファとして出すお金として準備をしているものでございます。

○石堂委員 そうすると、性格的にまさしく予備費なんですね。

○笹川職認官 そうです。

○石堂委員 当初考えていた収支が大きく狂ったから予備費を支出するんだというお金だということなのですか。

○笹川職認官 そうです。

○石堂委員 それは、私がさっき言った一時的な資金繰りということとは違うのですね。

○笹川職認官 違います。

○樫谷副主査 仕様書の53ページに管理というところがあって、書いてあるのですが、これは千葉の施設の受託者と、それから、不測の事態が起こった地区の受託者が協議をして決めるということですか。

○笹川職認官 違います。使うのは、国と協議をしていただいて、国が認めたものです。

○樫谷副主査 責任は千葉の受託者にはないということですか。

○笹川職認官 預かっているだけの責任です。

○樫谷副主査 わかりました。

○川澤専門委員 2点だけお伺いしたいのですけれども、1点目が、15ページで、先ほどから引継ぎの話等が出ておりますけれども、(イ)の2つ目のパラグラフで、「当該引継ぎに要する費用は引継ぎを受ける事業者の負担とし」と書いてあるところがあるかと思えます。これは契約の前になりますので、そこで何らかの支出をすることは難しいかと思うのですけれども、余りに引継ぎにかかわる時間とかそういったものがかかり過ぎると、逆に、それが入札金額に反映されてコストアップになることがあるかと思えますので、こういった事項を引き継ぐかとか、後ろにいろいろ実績報告等あるかと思えますので、その辺りの情報については提供するとか、もう少し何か具体的に記載できるものがあれば記載したほうがよろしいのかなと思いました。

2点目ですけれども、こちらの事業も先ほどの事業と同じように、各受託者が連携をするという形になっているかと思ひまして、その辺りの連携の仕組みをもう少し具体的に書けるものがあれば書いたほうが、参加者としては、どのくらい業務量が発生するかということ予測しやすいのかなと思ひます。その辺りをぜひ御検討いただければと思ひます。

以上です。

○浅羽専門委員 私は、アウトプット指標について教えていただきたいのですが、アウトプット指標90%以上となっているのですが、それに関連してということだと、仕様書の50ページの(6)に「本事業の広報」がおそらくその90%確保のうちの入りを確保する。あと、出に関しては、質の高いサービスをやって、こんなところにいたくないなんていうようなことをなくすとかというようなことでしょうけれども、ただ、この事業の骨格として、年齢が60歳以上ですので、永遠に生きられるわけではないでしょうから、年によってお亡くなりになられる方も当然にいて、こういったようなことで入居者を確保していかないと、90%以上というようなことはなかなか得られないのかなと思うのですが、そうすると、労災ケアサポート事業をやっている事業者さんは、その場合は圧倒的に有利ではないでしょうか。労災ケアサポート事業は65歳までですね。こちらは60歳以上ですね。それで、加齢とともに状況を全て通っていけばわかって、どうも、だんだん事情が変わってきた、だったらこっちどうですかというようなことは、それこそサポートをしてあげる事業の1つだろうと思うのですけれども、そういう点での公平性は担保できるのでしょうか。あるいは、それを厚労省が指示していただいて、ここをうまく使いなさいというふうにできるようなものなのでしょうか。

○笹川職認官 これも仕様書にも書かせていただいているのですが、労災ケアサポート事業の受託者との連携も、関連機関との連携ということで、あまり具体的ではないかもしれませんが、想定としては、ケアサポート事業で訪問支援に行ったときに、「ケアプラザに入りたいな」という情報は伝えてくださいとか、そういうものを想定して連携ということで、52ページに書かせていただいているのですが、その下から3行目「労災ケアサポート事業」の受託者との連携に努めること。これが具体的かということ、いろいろと御意見はあろうかと思うのですが、そこはつないでいただくような仕組みをとっております。

す。

○浅羽専門委員 私は本務先が栃木県なんですね。もし、どこか特別介護施設というようなことで当たった場合に、宮城と千葉は感覚としてはそう変わらないのですね。千葉も四街道ですので、多少動いたりしますので、どちらの選択肢もあると思います。親戚等、友人等、いろいろなことを考えるのでしようけれども、もしそこがニュートラルであるならば、どちらでもいい。そのときに、例えば千葉だけが新たに別の事業者さんが今回落札された。そこだけが新しい事業者さんでやっていて、宮城は従来となった場合に、労災ケアサポート事業をもし宮城の方がやっていた場合に、この連携というのはちゃんと千葉につないでくれるのか。どちらも入居者が100%であれば別ですけれども、現状100%ではないようなので、その場合にはどちらでもいいなら、宮城が優先してもおかしくないと思うのですけれども、何しろそれがアウトプット指標で90%超えないとおそらくアウトですね。これが決定的な指標だと思います。アウトカムの有用のものと並んで決定的に数字がはっきり出るものです。

○藤永課長 人が入る話ですので、受託者によって施設が特定されることはおそくないと思います。御本人さんなり御家族の方の希望が最優先、あとは、施設の空きが最優先されますので、同じ業者が取っているから有利・不利というのは出ないとは考えているのですけれども、「私は宮城に入りたい」と言うのを、「いや、千葉に絶対入りなさい」とは、そういう指導にはならないと思うのです。

○浅羽専門委員 それはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、いい例かどうかかわからないのですけれども、最近では、生命保険のいろいろな会社を並べているやつで、やはり手数料が多いところを勧めて「これがすごくいいですよ」と言われると、いろいろな知識があれば、あるいは、ほかに材料があればいいのですけれども、ない場合には、どうしてもそういうところがいいのかなど。例えば宮城と千葉で、「宮城がすごくいいですよ」と言われたら、「ああ、そうか」と。実際に行ってみたりというのが本人ができないからこそそういうところに行くでしょうしというようなことです。

○藤永課長 よく理解はできます。

○笹川職認官 施設によって空床状態が違うので、入居調整についてもこの仕様書の中に書かせていただいております。宮城と千葉は満床ではないのですけれども、ほぼ満床状態に近いところが2か所です。なので、あとは、空き状況を、どこがいつぐらいだったら入れますとか、そういう情報を流せるような仕組み、今、実際にそれができているので、書き方がもしかしたら足りないかもしれないのですけれども、考え方は、空いているところはここにありますよという紹介をしてもらうようなのを想定しております。

○藤永課長 ですから、どこかで工夫するとすれば、どちらかというところ今の委員の御指摘は、さっきのケアサポート事業で何か縛りをつけるのか、書きようがあるのかなのか、ちょっと知恵を出さないといかんですけれども、当然、さっきの事業とこの事業は、おっ

しゃるとおりにもともと関連づけてつくられた制度でございますので、両方取っていただければ圧倒的に有利というのも事実でございます。それを隠すつもりもございません。そのとおりでございますので、そういう意味で業者がかたかたになったりしたときに、どうやって施設間の公平性を保てるかとか、そういったようなことは、むしろ、逆にケアサポート事業を取ったところに対してのこういう施設の紹介について何か工夫した書き方ができるのか、何か示し方ができるのかということなのかなと思いますので、両方でどちらでもできるのかもわかりませんが、ちょっと工夫してみたいと思います。

○尾花主査 各委員からいろいろ指摘があったと思うのですが、これは多分1者がずっと応札していることにより、その1者でうまく回っている事業を、いかにほかの人にも参入してもらおうかという工夫のしどころだと思います。この実施要項を拝見していると、1者がやっていることを前提に、例えば各受託者に、ほかの受託者と連携しなさいとか、お金を預けなさいとか、どんな受託者がほかに入ってくるかもわからないのに、その方と連携しなければこの事業ができないように見えるような記載があるのが、多分、入札をする民間事業者にとってはとても障壁になるのではないかと思います。例えば、さっき言ったような、サポート事業のほかの受託者と連携しなさい、千葉にお金を預けなさいとか、そういった7つの事業が全くばらばらの民間事業者が受託したことを想定したときに、ある事業者がとても不安に思うような義務づけがところどころあるのが何か改善すべき点なのではないかと思います。

あと、1点ですが、このプレゼンテーションというのはどういうことを想定されているのでしょうか。通し番号10ページですが、これは口頭で厚労省さんに入札の企画書の内容を説明するということですか。

○藤永課長 私どもは外部委員に委嘱しますので、専門的な外部委員の方々にプレゼンをしていただいて、外部委員が採点をするということですか。

○尾花主査 なるほど。その採点の内容は、口で言わないとだめなものですか。採点の対象は。企画書を出すだけでは不十分ですか。

○藤永課長 プレゼンが必要かどうかということですか。

○尾花主査 はい。

○藤永課長 プレゼンをしていただいたほうがより理解が深まって、その専門の委員の方々が、書類だけ読むよりは優劣をつけやすいのかなと。

○尾花主査 なるほど。わかりました。

さらに、これは施設を利用して提供するサービスだと思うのですが、施設についての理解は、入札を考える方にとってはどんなチャンスでその理解を深められるのでしょうか。

○藤永課長 この資料の7ページの「入札に参加する者の募集に関する事項」で、一応スケジュールどおり行けば、10月下旬に現地視察会を催しますので、そこで、来て、自由に見ていただくというか、そういう場を設けております。あと、いつ行っていただいても、

それは全然軽視するものでもないですから、見ていただくのは自由だと思います。

○尾花主査 その際、施設を利用する場合に、どのような施設があつてというような仕様書は当然何かに添付されるわけですね。詳細とか、例えば中で動いているコンピュータとか、ソフトウェアとかそういったものはどういう形で。

○藤永課長 施設概要は当然示す予定にしております。

○尾花主査 なるほど。この現地視察会は、それぞれの地域で1日ずつぐらいというイメージですか。

○藤永課長 そうですね。それはどこの施設でも御希望で。8施設ありますので、そういう御希望があれば、どこでも必要なだけ見ていただければいいと思います。

○尾花主査 わかりました。

この実施要項についても、1者がずっと入札していた場合の雇用の確保を事実上どうするかという問題点の指摘があつて、本件については、既存業者の雇用確保の点からもちよつと工夫をしていただくような何かがあれば御提案いただければと思います。

それから、個々の受託者の連携が障壁になる可能性もあるので、その点について何か工夫をしていただければと思う点と、ケアサポート事業の受託者が特別介護援護事業の実施について有利にならないような何か工夫をしていただければと思います。その他幾つか委員の方から指摘があつたと思いますので、これも最初の公サ法にかける業務ですので、本日の議論を踏まえて、論点を整理して、事務局と日程を調整した上で、次回、もう一度入札監理小委員会で、本実施要項（案）について審議をする御準備をどうぞよろしく願いいたします。

○藤永課長 1点だけよろしいですか。

○尾花主査 はい。

○藤永課長 雇用確保の関係がやはり大変難しいと今考えているのですけれども、私も4月から今のところに来ているので、過去の経緯をつぶさに承知しているわけではないのですが、8施設全てについてこの入札をすることは決定事項なのですね。例えば、雇用の確保が今の受託団体にとって、9割から9割5分ぐらいをこの事業が占めているとして、これは確かに入札ですから、言葉は悪いですが、勝負事ですので、負ければ当然それは撤退せざるを得ない。撤退すれば、それは働く場がなくなるのも自然なことなので、そういう意味では負けたらどうするかという議論は、負けたら、私は当事者ではないですが、しようがないですよという世界にしかならなくて、さっきのような書き方が限界かと思つて書いたのですが、例えば8施設全部が決定事項でないとなれば、8のうちの1とか2とかという施設をとりあえずこの制度に載せてみるとか、そういうことは今さらある話でしょうか、ない話でしょうか。

○後藤参事官 閣議決定されておりますので、それはまずは原則だと思うのですが、ただ、次善の策と言うのでしょうか、それは監理委員会の議を経ることになると思いますが、例えば入札を同時に一斉にやることで別の新たな問題が生じて円滑にいかなくなるというこ

とであれば、対象は変わらないけれども、入札の時期だけを少しずらしてやるというのは他の事例でもございますので、そういう工夫はあり得るかもしれません。

○藤永課長 その辺も併せて検討してみたいと思います。どうもありがとうございました。